



米沢市報道資料

脱炭素先行地域づくり事業補助金における不正
申請について

令和8年8月18日
環境課環境担当

電話 22-5111(内線3301)

米沢市脱炭素先行地域づくり事業補助金のうち高効率換気空調設備導入事業において、不正申請がありましたので、別紙のとおりお知らせします。

脱炭素先行地域づくり事業補助金における不正申請について

1 概要

米沢市脱炭素先行地域づくり事業補助金（以下「本補助金」）のうち高効率換気空調設備導入事業（以下「省エネエアコン導入補助金」）において、施工事業者が更新設置を新規設置と偽り申請を誘導する不正申請があったもの。

2 当該施工事業者名

有限会社 月岡でんき 米沢市金池五丁目 11 番 46 号

3 不正申請の件数及び対応

- ① 令和7年度 6件（申請額合計 66万円）
補助金の返還命令5件、一部返還命令（エコキュート補助金同時申請者）1件
- ② 令和8年度 2件（申請額合計 26万円）
補助金の不交付決定1件、一部交付決定取消（エコキュート補助金同時申請者）1件

4 不正申請の内容

省エネエアコン導入補助金においては、機器の更新の場合、更新前よりも二酸化炭素排出量が減少することが要件となっているが、更新前の機器が既に効率の高い機種であった場合などは、この減少要件を満たすことが難しい。このため、当該施工事業者が、新規設置と偽って補助金申請手続きを行い、実績報告書に添付が必要な施工前の写真を加工するなどにより不正申請を隠ぺいしたものである。申請者には、不正行為の認識がなかったと認められる。

5 発覚とその後の経緯

令和8年 7月2日（木）	・申請者から委任を受けた当該施工事業者から1件の補助金申請書類の提出があり、環境課がこれを受理。
7月3日（金）	・環境課による書類審査。申請書に着工前の写真が添付されていたため、ウェブサイト申請住宅の外観を確認したところ、申請書の写真にはない室外機が写っていた。当該施工事業者の担当者に確認したところ、画像を加工した不正申請であることが確認された。 ・当該施工事業者の代表者（以下「代表者」）から不正行為に関する謝罪がある。代表者の関与は否定。市の調査への全面的な協力と今後の申請者への補てんを確約。
7月9日（木）	・代表者から他の不正事案が疑われる案件の文書報告を受理。
7月16日（木）	・代表者からの報告内容と環境課の調査結果を突き合わせ、不正申請の件数を確定。 ・当該施工事業者以外が施工する申請も確認したが、不正行為は認められなかった。
8月3日（月）	・令和8年度に不正があった案件の申請者に対して、補助金の不交付決定、一部交付決定取消の文書を発送。
8月7日（金）	・令和7年度に不正があった案件の申請者に対して、補助金の返還命令文書を発送（納期限8月26日）。
8月10日（月）	・代表者に施工事業者禁止等及び指名停止の通知文書を手交。
以降	・環境省と協議し、国に対して市が補助金を返還予定。

6 当該施工事業者への対応

- ① 令和8年8月10日から6か月間、本補助金（エコキュート補助金も含む）の施工事業者となることを禁止。
- ② 業務に関し不正又は不誠実な行為をし、調達契約の相手方として不適当であると認められることから、令和8年8月10日から6か月間、指名競争入札に係る指名の選定を停止。
- ③ 不正発覚後の自主調査と他の不正行為の自主申告、市調査への協力、申請者に対する返還金の補てんなどを実施していることを勘案し、刑事告発等を行わない。
- ④ 不正行為がなく着工済みの案件は、申請者の不利益とならないよう、当該施工事業者による実施を認める。
- ⑤ 不正行為がなく未着工の案件は、当該施工事業者が別の事業者を紹介して施工する。

7 今後の本補助金に対する不正防止措置

- ・ 施工事業者に対する補助事業の適正運営の注意喚起を文書で通知済。
- ・ 補助金申請の手引きに不正防止の内容を詳細に記載。
- ・ 環境課職員による着工前と完了後の現地確認の実施。
- ・ 市ホームページ及び事業者向け説明会での注意喚起。